

第405回南国市議会定例会会議録

第6日 平成30年12月17日 月曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	13番 岡崎純男
14番 小笠原治幸	15番 野村新作
16番 浜田和子	17番 浜田勉
18番 土居篤男	19番 福田佐和子
20番 西岡照夫	21番 今西忠良

＊

欠席議員

12番 村田敦子

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
<small>参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長</small>	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子
福祉事務所長 岩原富美	教育長 大野吉彦

兼 長 課 長 兼 長 員 長	伊 藤 和 幸	生涯学習 課 長	中 村 俊 一
教 育 次 長 校 教 育 課 監 査 委 員 事 務 局 長	細 川 千 秋	農 業 委 員 会 事 務 局 長	土 橋 愛
消 防 長	小 松 和 英		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫	次 長	公 文 知 子
書 記	門 脇 智 哉		

議事日程

平成30年12月17日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第9号 平成30年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第10号 南国市人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市地域ケア推進会議設置条例
- 第13 議案第13号 南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 第19 議案第19号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 市道の認定について
- 第22 議案第22号 (仮称) 南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務(その2)委託契約の締結について
- 第23 議案第23号 南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について
- 第24 議案第24号 南国市教育委員会教育長の任命の同意について
- 第25 議案第25号 南国市教育委員会委員の任命の同意について
- 第26 議案第26号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第27 議案第27号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第28 報告第1号 大篠小学校校舎増改築工事(建築主体)の契約金額変更に係る専決処分の報告について
- 第29 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第30 報告第3号 損害賠償の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第30まで

—————*—————

午前10時8分 開議

○議長(岡崎純男) これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第27号まで、報告第1号から報告第3号まで

○議長(岡崎純男) この際、議案第1号から議案第27号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上30件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第1号の質疑を終結いたします。
議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第2号の質疑を終結いたします。
議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第3号の質疑を終結いたします。
議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第4号の質疑を終結いたします。
議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第5号の質疑を終結いたします。
議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第6号の質疑を終結いたします。
議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第7号の質疑を終結いたします。
議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第8号の質疑を終結いたします。
議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第9号の質疑を終結いたします。
議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第10号の質疑を終結いたします。
議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員発言席〕

○18番（土居篤男） 議案第15号の質疑を行います。

この議案は提案理由によりますと、新しく課の設置に関する条例の一部を改正する条例ということで、新しく課を設置をするということでございます。目的は、国営ほ場整備事業につきまして、仮同意徴集を継続して進めており、本年度中に整備範囲を基本決定した上で、平成32年度の事業着手を予定しております。今後、1つは事業計画の案の策定及び土地改良区の設立準備の円滑な推進並びに事業の着実な実施を図る必要があることから、現在の係の体制から新たに農地整備課を設置し体制強化を図るため、本条例の一部を改正するものであります、とあります。

この課の要員数と、1カ月の賃金は幾らか。人によって違いますが、平均賃金で何名配置をして、幾らかかるということをお聞きをします。そして、平成32年度の事業着手を予定しているとありますが、それまでの間の賃金総額は幾らか、まずお尋ねをしたいと思います。

この業務は、事業計画案の策定と土地改良区の設立準備と事業の着実な実施を図るとありますが、現段階では、ほ場整備事業は国の制度としてスタートはしておらず、農地は個人所有の土地であるということに間違いはないですね。そして、この個人所有の土地を対象に予算をつけるという意味でもあるということですね。このように理解できます。御確認をお願いしたいと。

そして、ほ場整備の一区域であります稲生の地域は、まあ一般質問でも言いましたが、下田川から北側のほ場は下に河原石がないということで湿田地帯になって、いまだにトラクターが

舞い込む土地があると言われております。わしんくは直いちゅうけんど、交換分合したら直さんくが当たって、そんなになったら嫌だという意見も聞いたことがあります。しかし、そこだけに限らず、聞いてみますと、下田川から南岸区域の稲生小学校や保育の前あたり、あるいは農免道路の下流域は、まなご石などが無いと言われておりまして、わしんくの田もいまだに変形をするということもお聞きをしました。一般質問での農林水産課長の答弁では、調査をしてそのようなことが起こらないようにすると言いましたが、地権者は納得するかどうか。私も地権者の一人ですが、納得できません。

以上、1問目といたします。よろしく申し上げます。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） おはようございます。

土居篤男議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成31年度の組織を設置するに当たりまして、その体制という御質問でございましたので、お答えをさせていただきます。

新しい課の体制としましては、課長を含め6人の体制を予定をしております。それにかかる人件費ということの御質問もいただきました。これにつきましては、平成29年度決算から求めました1人当たりの共済費を含める平均額が約700万円となりますので、先ほど申しました6人体制ということで、単純に6人分として年間4,200万円というのが、共済費を含む人件費の総額というふうになります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 土居議員さんの御質問でございますが、稲生には軟弱地盤があるがということでございますけれども、先日一般質問でも御答弁差し上げたところでございますが、今回の国営のほ場整備事業におきましては、土質調査を綿密に行っておりまして、それに対するほ場整備を行うということで、そのような東沢地区と同様の事例にはならないというふうに考えております。以上でございます。

（「平成32年度までの事業費でなく人件費の総額。今、課を設置して、32年度まで活動する、その間の人件費」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 副市長。

○副市長（村田 功） 31年度に実現したとして32年度までということは、31年、32年でござ

いますので、単純に4,200万円掛ける2、8,400万円になろうかと思えます。

(「聞こえん、聞こえん」と呼ぶ者あり)

失礼しました。31年度、32年度、2年間として、先ほど企画課長が申しあげましたように、4,200万円掛ける2年間でございますので、8,400万円になろうかと思えます。以上です。

○議長(岡崎純男) 土居篤男議員。

○18番(土居篤男) 私は質問の中で、この新しい課の仕事は、事業計画案の策定と土地改良区の設立準備というふうに書かれておりますが。そして、現在ほ場整備事業は国の制度としてまだスタートはしておりません、団体もない。こういう中では、農地は個人所有の土地であるというふうに私は言いましたが、反論もありませんので、当然まだ事業はスタートしていないことで、農地は個人所有の土地だと。この意味は、個人所有の土地を対象に予算をつけるという意味ですねと。このように理解できますかと聞きましたが、御答弁はないですので、そのように理解をいたします。

まあ、こっから先は十市のほ場整備の一般質問になりますので言いませんけれども、要するに個人の土地に税金を使って準備をしてあげると。十市とか今までの既設のほ場整備やったところは、全部みずからが仮同意をとって土地改良区をつかって、そして市に事業採択、あるいは県に事業採択してもらって、それから派遣をしてもらって、援助してもらいながら、全部自分たちでやったわけです。

これは、国がやっちゃう言うき、地権者が嫌々受け入れてやりゆうという状況で、土地改良区が率先してやってない。だからおくらしている。だから税金を投入してやると。要するに、私有地の農地整備のために税金をつけて、ええことですから私もやらないかんと考えてますよ、やるがですねえと言うて念を押したのですが。答弁があれば御答弁を、なければ以上で終わります。

○議長(岡崎純男) 副市長。

○副市長(村田 功) 先ほどの土居議員の御質問でございます。

あくまで仮同意の段階での作業でございます。県営のほ場整備事業は仮同意はございません。いきなり本同意でございますので、その本同意になれば、一定国費がついて動きますが、仮同意の段階では行政が手助けをしなければならないということで、今のところ、本来なら仮同意についても地元が行っておりました。ただ、その中で87%という非常に低い仮同意でございましたので、現在は県と市が力を入れて同意率を上げておるという状況でございます。あくまで仮同意は、国営に限って仮同意があるということでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 土居篤男議員。

○18番（土居篤男） それで、もう一点確認をしましたが、2問目でも。あくまでも現在の区域内の農地は個人所有の土地であると、これはもう反論の余地がない、そのとおりであると。念押しをしません。

以上で議案に対する質疑を終わります。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。4番山中良成議員。

〔4番 山中良成議員発言席〕

○4番（山中良成） おはようございます。

それでは、議案第24号南国市教育委員会教育長の任命の同意について質疑させていただきます。

今議案で、私も香長中学校時代に厳しく御指導いただきました大野教育長が任期満了で退任されるということで、少し寂しい思いがあります。

そこで、後任の教育長に任命予定として、私がPTA会長もさせていただいております大篠小学校の竹内校長が提案されており、それについては賛成であります。問題は教育長の任期が平成31年1月15日になっていることです。やはり、子供たちのことを考えると、3月31日、せめて今の6年生に卒業証書を渡すまでは、いていただきたいと考えております。というのも、現在4年生、5年生、6年生————、その子供たちが唯一心を許すのが竹内校長であり、6年生に至っては、約1年間一緒におり安心していただけのが急にいなくなれば不安になるのではないのでしょうか。第一、1月から就任された校長先生に卒業証書をいただいても、思いもなければうれしいとも思わないと思います。

今回、打診されたのは平山市長とお聞きいたしました。そのような不安を考えたのでしょうか。また、校長なので交代しても問題ないと思ったのでしょうか。そう思っているのであれば間違いだと思います。今の校長は、子供たちと休み時間に遊んだりしており、今までの校長にないことをされており、子供だけでなく保護者からも厚い信頼を得ております。この件について市長の答弁を求めます。

次に、教育長及び教育委員会は、現在の大篠小学校の現状を知っていると思いますが、これを含めて交代について構わないと思ったのでしょうか、答弁を求めます。

次に、教育長が不在の期間があったとお聞きしました。この件についてお聞きいたします。

まず、これはどういった内容で不在であり、期間はどれぐらいだったのでしょうか。そして教育長が不在の際に、教育次長はいたのか。さらには、教育長が不在の際にはどのような役職の方が代理でされており、会などは誰が出席されておったのか、答弁を求めます。

私がこの質問をしたのは、竹内校長には6年生に卒業証書を渡してから教育長に就任してい

ただきたいと思っているからです。1月から3月末まで教育長が不在になり、困る理由が何なのか答弁を求めます。

最後に、保護者への説明はいつされるのでしょうか、答弁を求めます。

以上で1問目の質疑を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 山中議員さんの御質問にお答えいたします。

山中議員さんにおかれましては、大篠小学校のPTA会長という立場でも、南国市の教育に多大な御支援をいただいております。感謝を申し上げます。

このたび、大野教育長の任期満了に伴いまして、年度の途中での退任となりますので、後任の教育長の選任ということがございます。竹内校長先生が教育長に就任することによりまして、大篠小学校校長を退任されるということで、児童や保護者の皆様の不安に思う気持ちを考えますと、私も心が痛く、悩んだところでございます。

しかしながら、御承知のとおり、教育長は大篠小学校を含む南国市全体の教育行政を担っていただくという大変重要な役割がございますし、特に1月から3月は教員の人事も考えなくてはならないという、そういう時期でもあります。そういったことで考えますと、教育長の不在期間をつくることなく、竹内校長先生にお願いしたいという思いであります。

教育委員会には、大篠小学校の教育活動にできるだけ影響が出ないように、最大限の配慮をお願いしているところでございまして、山中議員を初め、議員の皆様には御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育長。

〔大野吉彦教育長登壇〕

○教育長（大野吉彦） 山中議員さんを初め議員の皆様も御承知のとおり、教育長は市長が議会の同意を得て任命すると、地教行法に規定をされております。

今般、3期、11年にわたりまして務めさせていただきました私の任期満了に伴い、後任の教育長の選任につきまして、平山市長より、年度途中で卒業式を一度も行えずにこちらにおいていただくことは、御本人はもちろんのこと、大篠小学校の子どもたち、保護者にも大変申しわけなく心苦しいが、南国市の教育行政の執行において、後任はぜひ大篠小学校の竹内校長先生にお願いしたいとお話をいただき、私も現場の教員、校長としての経験がございますので、山中議員さんを初め、市長のおっしゃることもよくわかりますし、現在の大篠小学校の児童の

状況も少し落ちつかない部分があるとお聞きをしておりましたので、竹内校長先生の心中を察して余りある胸の痛む思いの中で、お話をさせていただきました。

教育長不在につきましては、前教育長が8月31日に退任されてからの対応は、その当時教育委員会事務局には次長職は置かれていませんでしたので、生涯学習課長を務めておられました、現在の高木正平議員さんが教育長職務代理者として、生涯学習課長の職務に重ねて教育長の職務を担っていただき、大変な御苦労をおかけしたこととお聞きしております。

今回、1月16日から3月末までを職務代理者を置いてできないかということでございますが、先ほど市長も答弁されましたように、1月から3月にかけては、教育長の通常の業務はもちろんのこと、年度末の各事業の報告や決算、次年度の方針や計画、人事等、1年を決める重要な業務を担わなくてはなりません。この期間、次長、課長につきましても、課の年度末の各事業の報告や決算、次年度の業務の準備等を精力的に行っておりまして、私の着任につきましても、このような事情によりまして、それまでふれあい教室の室長を拝命し務めておりましたが、年度途中の1月16日から教育長の任命をいただき、現在に至っているところでございます。

保護者への説明につきましては、本日議会の同意をいただきましたら、保護者の代表者でありますPTA役員の皆様方に臨時PTA役員会を開催させていただき、御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じておるところでございました。

また、12月25日の2学期の終業式におきまして、竹内校長先生から児童の皆さんにはお話を申し上げ、児童の皆さんを通して各御家庭へお手紙もお届けさせていただくことといたしておったところでございます。

子供たちのことを最優先に考えるとは、私がいつも言っていることでありますし、十分承知してのことでございますが、本議会におきましても、教育は子供の幸せのためであるとの御意見もいただいたところでございますが、大篠小学校を含む、南国市全体の教育行政に、教育長として竹内校長先生に携わっていただくことを念願しての提案でございます。どうぞ大篠小学校PTA会長を務めていただいております山中良成議員さんの御理解と御協力をいただきまして、児童の皆様、保護者の皆様の御理解を賜れますようお願い申し上げますとともに、議員の皆様方にもぜひこのことを御理解をいただき、御協力をいただけますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。

それでは、2問目をさしていただきたいと思えます。

市長より、教育委員会には最大限の配慮をお願いされるという御答弁がありました。最大限の配慮とは、どのような形のことなのか、濟いませぬ、詳細に答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 最大限の配慮ということでお願ひしたという内容でございますが、山中議員さんが大篠小学校の児童、保護者の皆様を思う気持ちは本当に理解できるところでございまして、私自身もその3月31日までということが年度の区切りでってということも思ったこともございます。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、1月から3月というのは、校長先生、教頭先生を初め、教職員の皆様の人事異動ということもございまして、非常に大切な時期ということもございまして。そういった中で、ぜひとも竹内校長先生に、県の教育委員会の経験もございまして、市の教育委員会でも次長を務めていただきました、そういう経験豊富な竹内先生にぜひとも御就任をいただきたいということで、提案でございます。

また、その最大限の配慮ということでもございまして、それは私も竹内校長先生をこういった議会で提案したいということでございまして、県の教育委員会にももう今現役の先生を、こういった提案をさしていただくということになりますのでということで、そのあたりの相談もさしていただいた、県の教育課にも伺って相談もさしていただいたところでございます。その中で、南国市の教育行政の推進が今までと変わることなく、滞りなくこれから進めることができますよう、県の教育委員会のほうにも御協力を、今後引き続きお願ひしたいという旨は申してまいったところでございます。それは県の教育委員会のほうに私が行った際にお伝えをさしていただいたことございまして、そういったことお願ひをしてまいったところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 山中議員。

○4番（山中良成） 最大限、申しわけありませんが、どんな配慮をしていただけるのかが、ちょっといまいち自分ではよく理解できなかつたんですけども。これは委員会に、議運の皆様ののおかげで付託されましたので、こちらで議論させていただきたいと思ひます。

最後に、教育委員会のほうに、現役の校長先生が教育長になったことが、この本市はあるのかについて、最後の質問になりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 2問目に御答弁申し上げます。

○議長（岡崎純男） 3問目、3問目です。

○教育長（大野吉彦） 3問目、失礼しました。本市におきまして、現職の教員、校長さんが教育長になったということはありません。以上でございます。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） 私は準備はしておりませんでした。先ほどの教育長、あるいは市長の提案、あるいはその補足の中で、いわゆる3月は人事等に当たって、1月から3月についてですね、人事上の問題で業務多難であるというふうなお話がありました。

せんだって、この間ですね、私のほうから、いわゆる破廉恥な教員の懲戒免職の問題について、高知新聞では出放題ではという中で質問をした。その中で、私は地教委の人事権というのは、そういうふうな問題について全くないのかと。それは県教委のことですから、人事権問題については、簡単に言えば関知してないというふうな、そういうニュアンスの話がありました。

今、お話の中では、人事権等の問題は地教委の大きな役割であると、そういう役割を持っているというわけですから、この教育長の途中の選任というのは必要不可欠の問題だというふうな説明がありました。この間、じゃあ私に答弁をしたような人事権の地教委の権限というのはないというふうな説明は、どのように私が理解していいのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 教育長。

〔大野吉彦教育長登壇〕

○教育長（大野吉彦） 御答弁申し上げます。

先ほど御質問にありました県教委と市教委との関係でございますが、先般も御答弁申し上げましたように、県費負担教職員の任免権、分限、懲戒権は県教育委員会でございます。地方の市町村教育委員会は、それに対しまして、いろんな面で県教委とのいわゆる意見の交換をして、市町村教育行政の振興、充実のために御意見を申し上げる、いわゆる具申をするという権利とございますか、職務を遂行せんといきません。決定権は県教委にあるわけでございますが、あくまでも所管をする私は南国市教育行政の、例えば今人事で申しましたら、校長さん以下、教諭、そして養護教諭等を含め、全ての教職員に対して、いわゆる具体的に掌握してるわけですので、それを具申をしていかななくてはならないということでございます。

したがって、そういう重要な時期でございますので、先ほども申し上げましたように、前教育次長であり、現在大篠小学校長先生である竹内校長先生に、いわゆる教育長不在期間を置

かずに、この大事な時期に御就任をいただくということが一番大切であるという認識をしているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） お答えいただきましたが、私は今の御答弁は、これは正常だと思います。これは当然のことではありますが、いわゆる人事権について、地教委はもちろん今のお話では任命権はないと、罷免する権限もないというふうな、ただ具申をする。あるいは県教委は一方的に地教委とは関係なく処分等をするというふうなことについて、地教委は何ら関知しないということなのか。一言申すという関係が存在するのかもしれないのか、それについてお尋ねします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 御答弁申し上げます。

先ほども申しましたように、県教委につきましては、任免権、分限、懲戒等、決めるわけでございますので、あくまでもそれは県教委でございます、私どもにはその権限はないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今のお答えは、まあ通り相場だと思います。

私は、いわゆる具申をするという答弁、さきにもありましたけれども、具申という意味を持っている点、それと地教委の言う人事権というのは、異動についての、言えば、はいだけ、ほかは関係ない、そこまではちょっと言い過ぎでしょうかね。いわゆる地教委の持っている権限というのは、内部的な人事異動、それをやるだけ程度ということになるんですか。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 南国市教育委員会といたしましては、あくまでも教育行政全般についての指導をしていくわけでございますので、人事につきましては、その詳細な部分について県とのやりとりをする、そういう意味での具申ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員発言席〕

○19番（福田佐和子） 同じく、議案第24号についてお尋ねをいたします。

最近、校長先生が足りずに、再任用の校長先生が多いということが問題になっているわけで

すけれども。この3月に就任したばかりの校長先生、ましてや先ほど山中議員の質疑の中にもありましたが、子供さんの事情を知らながら任命をされたということは理解をすることができません。

教育長は、先ほど子供が最優先というふうに言われたわけですがけれども、ことし3月の時点で、異動のときにこのことは想定をされなかったのでしょうか。教育長は1月が任期ということとはわかっていたはずで、このことをなぜ考慮した上で判断をされなかったのか。市長はいつの段階で任命を決めたのか、お聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 教育長の任期は1月15日ということがわかっておりましたので、県の教育委員会へ御相談に行く手前でしたので、時期的にははっきり覚えていないんですが、10月ぐらいではなかったかなと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） では、10月までは竹内元次長の教育長就任ということは考えられてなかったということですね。ことしの10月に入って教育長に御相談をされて決定をされたというふうに受けとめていいのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 実際には頭の中では4月入った後、いつだったかというのは明確に覚えてないですが、竹内次長にやってもらえたら一番いいなというのは思っていました。ただ、それを口には出すことはありませんでした。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福田議員。

○19番（福田佐和子） 4月ごろから考えておられたということですが、そうしますと、3月に校長先生に就任されたばかりでしたね。私は先ほど来からの質疑・応答を聞いていて、子供たちのことはどうなんだろうというふうに思いました。一番心配を山中議員もされゆうのは、子供たちの状況ですね。大人ですと、どういう事情がある、こういう問題があるというのは理解はできても、子供たちはそこで信頼をすると、その先生を信頼をし続けるわけですから。先ほど来の答弁では、教育長は再三にわたり、子供最優先というふうに言われましたけれども、子供の事情、決して最優先ではない、そんな選任の仕方ではなかったかと思いますが。もし一言あればお願いします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（大野吉彦） 私のほうから議員の皆様をお願いしたいのは、山中議員さんがPTA会長さんをされております大篠小学校の児童のこと、お子さんのことを思うのは当然わかりますが、どうぞ皆さん、議員の皆様にお考えいただきたいのは、大篠小学校の児童ももちろん南国市の未来を担う大切な子供ですが、南国市には13小学校があり、4中学校がございます。この17の児童生徒、子供たちも本当に大事な子供たちでございまして、そのことも考えていかなくってはなりません。

当然、山中議員さん、PTA会長としておっしゃられたように、竹内校長先生のお名前の卒業証書ももらいたいという願いもわかりますが、そのことも含めて、さらに南国市全体の教育行政を竹内前次長、現大篠小校長にぜひお願いしたいという市長の強い思いでのこの議案の提案でございますので、南国市議会議員としての皆様方にはぜひそのことを御理解いただきまして、御承認いただけますように、任命いただけますように、御理解と御協力をお願いしたい、そのように思うところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（「以上で終わります。言われるですか」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども私のほうからも申し上げたところでございますが、非常に私もPTA会長をやってきたことがございますので、心苦しいっていうのは本当のことでございます。

先ほども申しましたとおり、3月末が一番切りかえる時期としては適切であるというふうにも思います。しかしながら、やはり南国市のこの進んできた教育の中でですね、大野教育長が小中連携、学力向上ということでずっと取り組んでこられましたその成果があらわれてきているこの状況でございます。引き続き、その期間を切ることなく、また教員の皆様の人事ということも非常に子供たちの教育には大きな影響を与えることでもございます。そういったことを考えますと、やはりこの時期にぜひともお願いしたいと、教育長の不在をつくらぬようにお願いしたいという思いでございます。以上でございます。

（「以上です。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。16番浜田和子議員。

〔16番 浜田和子議員発言席〕

○16番（浜田和子） ものを知らなくて申しわけないんですけども、以前の教育長不在のときには、生涯学習課長が職務代行でなさって、その1月16日からの3月までのその内容の重さに教育長が急遽16日からつかれたということでした。そしたら、その内容にたけてる方が

職務代行だったら、できるということになるんですか。

例えば、私よくこのところわからないですけど、現教育長がそこで任期満了で終わられた後ですよ、何らかの嘱託とかいうことで、市役所内どこでも場所をいただいて、職務代行をするということができれば、その事務内容については全く問題がなくいくと思うんですよ。そして3月末で交代をされるということになると、そのおっしゃってる1月から3月までの職務の大変さに対してということは解決をするんじゃないかと思うんですけど。そういうことができるのかできないか、システムとして可能性があるのかないかについてお伺いをします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

〔大野吉彦教育長登壇〕

○教育長（大野吉彦） お答えいたします。

御質問の趣旨としてはよくわかるんですが、先ほどまでもずっと申し上げてまいりましたように、本当にこの1月から3月というのは、そういう意味で県費負担教職員も含め、いろんな面での大事な時期でございます。

したがって、法律といいますか規定で申し上げましたら、実は新しい地教行法ができて、教育長の職務代理者、教育長に万が一のことがあったときには職務代理者を構えておくことという規定もございますし、それから事務執行については事務局に依頼していいという規定もございます。ただ、それはあくまでも万一のことであって、今この1月から3月までのこの大事な時期にその職務代理者、やれないことはないと思うんですけども、この大事な時期に教育長不在という期間をつくることは、南国市の教育行政にとっては大きなマイナスでございます。それは私が11年間務めらせていただいて一番よくわかります。

したがって、今まで前教育次長であられた竹内校長先生にお帰りいただいて、引き継いでやっていただくということが、南国市の教育行政の本当に充実、発展のためには絶対大事なことであるという御認識をぜひお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田和子議員。

○16番（浜田和子） 教育長不在っていう期間をつくるのがというふうにおっしゃったけれども、現教育長が職務代行でやるということにおいては、表向きに教育長がいないということとまた違う意味かなというふうに思うんです。

それで、職務代行、万が一があったときのための次長もいらっしゃいますので、私はこのまま教育長という役職ではないけれども、大野教育長が3月までやるというシステムがもしできるのであれば、工夫をしてやるべきではないかというふうに。まあそれはできるかできないか

のことを聞きたかったんですけど、それシステムとしてできるかできないかということ聞き
たかったということなんです。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 以前は高木議員さんが代行したということもございます。今はその教育
行政の法律が変わりまして、今もう代行者が決まっているということです。教育委員さんの中
で、今代行の教育委員さんは野中委員さんが代行されると、教育長が不在の場合は、そのよう
に決まっておるところでございます。教育長の代行を今の大野教育長ができるというもので
はないということでございます。以上でございます。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第24号の質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第26号の質疑を終結いたします。

議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第27号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第3号の質疑を終結いたします。

これにて議案に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号から議案第27号まで、以上3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第25号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第25号は同意することに決しました。

次に、議案第27号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

失礼しました。議案第26号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第26号は推薦に同意することに決しました。

次に、議案第27号を採決いたします。本案は推薦に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岡崎純男） 起立全員であります。よって、議案第27号は推薦に同意することに決しました。

なお、報告第1号から報告第3号まで、以上3件は議決の対象になっておりませんので、念

のため申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岡崎純男） ただいま議題となっております議案第1号から議案第23号まで、以上23件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

また、議案第24号については、お手元の議案付託表にはありませんが、教育民生常任委員会に付託いたします。

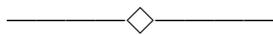
（「教育民生じゃない、市長案件」と呼ぶ者あり）

教育長の任命についてということになしに、任命の内容についての協議ということ、教育民生常任委員会ということだと……。違う。

（「議案提案されてるのは市長部局ですので、あくまでも議案審議については市長部局で……」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時5分 休憩



午前11時7分 再開

○議長（岡崎純男） 再開いたします。

この件については、教育行政の内容についてのことで、教育民生常任委員会ということで間違いありませんので、教育民生常任委員会に付託をいたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 平成30年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

- 議案第 3 号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 議案第14号 南国市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 南国市課の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 南国市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

産業建設常任委員会

- 議案第 1 号 平成30年度南国市一般会計補正予算
第 1 条歳入歳出予算の補正
歳出第 6 款農林水産業費 第 7 款商工費 第 8 款土木費 第11款災害復旧費
- 議案第 2 号 平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 議案第 4 号 平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 8 号 平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 9 号 平成30年度南国市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第10号 南国市人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 南国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 市道の認定について
- 議案第22号 （仮称）南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務（その 2）委託契約の締結について
- 議案第23号 南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について

教育民生常任委員会

- 議案第 1 号 平成30年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第5号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第6号 平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第7号 平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第12号 南国市地域ケア推進会議設置条例

議案第13号 南国市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第24号 南国市教育委員会教育長の任命の同意について

— * —

請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（岡崎純男） 今期定例会で受理いたしました請願は、お手元へ配付してあります請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

(「請願文書表」表挿入) ★

—————*—————

○議長（岡崎純男） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。明18日と19日の2日間は、常任委員会審査のため休会し、12月20日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

12月20日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時8分 散会